

美 監 第 1 0 号

令和5年8月23日

美咲町長 青 野 高 陽 様

美咲町監査委員 久 松 勝 美

美咲町監査委員 延 原 正 憲

令和4年度決算審査等の結果について

地方自治法第199条第4項の規定により行った監査、同法第233条第2項の規定により、審査に付された令和4年度美咲町一般会計及び同特別会計歳入歳出決算並びに同法第241条第5項の規定により、審査に付された基金の運用状況を示す書類を審査した結果について、別紙のとおり意見を付して提出します。

美 監 第 1 0 号

令和5年8月23日

美 咲 町 議 会 様
美咲町教育委員会 様
美咲町農業委員会 様
美咲町選挙管理委員会 様

美咲町監査委員 久 松 勝 美

美咲町監査委員 延 原 正 憲

令和4年度決算審査等の結果について

地方自治法第199条第4項の規定により行った監査、同法第233条第2項の規定により、審査に付された令和4年度美咲町一般会計及び同特別会計歳入歳出決算並びに同法第241条第5項の規定により、審査に付された基金の運用状況を示す書類を審査した結果について、別紙のとおり意見を付して提出します。

令和4年度美咲町一般会計・
特別会計歳入歳出決算審査結果意見書

1. 審査対象

- (1) 令和4年度美咲町一般会計歳入歳出決算書
- (2) 令和4年度美咲町みさきネット事業特別会計歳入歳出決算書
- (3) 令和4年度美咲町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算書
- (4) 令和4年度美咲町津山・柵原・吉井線共同バス運行事業特別会計歳入歳出決算書
- (5) 令和4年度美咲町津山・西川線共同バス運行事業特別会計歳入歳出決算書
- (6) 令和4年度美咲町旭川ダム沿線バス運行事業特別会計歳入歳出決算書
- (7) 令和4年度美咲町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算書
- (8) 令和4年度美咲町介護保険事業特別会計歳入歳出決算書
- (9) 令和4年度久米郡介護認定審査事業特別会計歳入歳出決算書
- (10) 令和4年度美咲町国民健康保険診療所事業特別会計歳入歳出決算書
- (11) 令和4年度久米郡障害支援区分認定審査事業特別会計歳入歳出決算書
- (12) 令和4年度美咲町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算書
- (13) 令和4年度美咲町下水道事業特別会計歳入歳出決算書
- (14) 令和4年度美咲町柵原公共下水道事業特別会計歳入歳出決算書
- (15) 令和4年度美咲町中央公共下水道事業特別会計歳入歳出決算書
- (16) 令和4年度美咲町用地取得造成事業特別会計歳入歳出決算書
- (17) 令和4年度美咲町倭文西財産区特別会計歳入歳出決算書
- (18) 令和4年度美咲町一般会計・特別会計歳入歳出決算事項別明細書及び実質収支に関する調書
- (19) 令和4年度財産に関する調書

2. 審査期間

令和5年7月4日から令和5年8月4日までのうち、12日間

3. 審査会場

美咲町役場、旭総合支所、柵原総合支所、柵原中学校

4. 審査の方法

一般会計及び特別会計の歳入歳出決算書及び付属書類は、その係数が正確であるか、予算の執行が適正に行われているか、財務に関する事務が法令に準拠して処理されているかなど各部署の共通項目を重点的に審査した。

また、基金についてはその設置目的に沿って適正に運用されているかなどを審査した。審査の過程では、関係職員からの説明を聴取するとともに、例月出納検査も参考にして実施した。

5. 決算の概要

令和4年度各会計の決算額は、歳入総額199億2,329万1,589円となっております。歳出総額192億6,231万987円となり、歳入歳出、差引残額6億6,098万602円を翌年度へ繰り越している。この中には、繰上充用の措置を取っている1会計があり、その額は1,497万1,010円である。

一般会計の決算額で、歳入歳出差引残額は、4億1,587万3,728円で前年度に引き続き黒字決算となっている。

普通会計における実質収支は黒字であるが、単年度収支においては7,416万6千円の赤字となっている。歳入における町債は、19億6,632万3千円となっており、前年度14億4,930万円に対し35.7%の増額となっている。歳入を対前年度で比べると、町債等が増加している。また、歳出における公債費は、18億4,559万円7千円であり前年度22億2,032万円2千円に対し16.9%の減額となっている。

令和4年度末の普通会計における地方債残高114億3,694万3千円（前年度112億8,187万円）は、義務教育学校建設により増加している。一方基金残高は、令和4年度は93億3,304万6,766円である。前年度については90億6,263万8,437円であったことから、昨年度に引き続き令和4年度においても増加している。

実質公債費比率は9.8%で前年度と同様になっている。今後、義務教育学校建設及び庁舎を含む多世代交流拠点施設建設等といった大規模な事業を控えていることから、中長期的な健全財政の運営が必要である。

将来負担比率が、前年度14.6に対して、0%となっている。

有利な起債である合併特例債等を活用して義務教育学校建設、多世代交流拠点整備など多額な費用がかかる事業に財源を充てられたい。今後も繰上償還等により、より一層の将来負担の平準化に努められたい。

参考資料（令和3年度決算主要財政指標）

項 目	経 常 収 支 比 率	実 質 公 債 費 比 率	財 政 力 指 数	将 来 負 担 比 率
美 咲 町 4 年 度	80.9	9.8	0.25	—
美 咲 町 3 年 度	79.7	9.8	0.25	14.6
県 平 均 3 年 度	85.5	6.4	0.62	5.3

※令和4年度分の数値は速報値

6. 審査結果

（1）総 評

令和5年7月4日付で美咲町長から提出された令和4年度美咲町一般会計、16特別会計の歳入歳出決算書、同歳入歳出決算事項別明細書及び実質収支に関する調書は法令に準拠して作成されており、計数と歳入歳出予算整理簿、歳出予算流用及び予備費充当並びに出納証憑書類を照査し、さらに関係調書、関係書類の提出と担当者の説明を求める等により慎重に審査した結果、計数はいずれも適合しており誤りのないことを確認した。

なお、一般会計における歳入歳出差引額は4億1,587万3,728円、繰越明許額39万1千円で、繰越明許費を差し引いた実質収支額は4億1,548万2,728円である。

昨年度も指摘しているが、決算において未だに多額の不用額が発生している。不用額が想定される場合には、速やかに減額補正すべきである。財政状況の厳しい中、より計画的かつ的確な予算執行を求めるものである。

基金の運用状況については、財政調整基金から地方自治法第235条の3の規定による一時借入金の財源に充てるなどの取り崩しはあったものの、適正な理由によるものだった。一方、各基金の運用状況について審査したところ、有効活用されていない基金などもあり、整理・統合を求めるものである。

(2) 指摘事項

① 不用額の縮減について

一昨年からの指摘により改善は見られるものの、流用・補正・予備費充当までしたうえで不用額が出ている。自課予算の執行額を把握し、理財課を中心に全体的な不用額の縮減を求める。

② 予備費の充当について

令和4年度の予備費について、当初予算4,900万円に対し、充当額2,882万6千円、26件となっている。

その中には、予算計上漏れ、積算誤りなど、軽微な理由により予備費を充当している事例が見られる。予備費は本来災害など緊急事態への対応に限られるため、全庁的に予備費充当に対する意識を改める必要がある。

③ 備品台帳の整備について

昨年度の指摘により、備品台帳について各課で整備を進めているが、新庁舎への移転も視野に入れ、会計管理者を中心に美咲町財務規則に基づき適正に処理を進めること。

④ 公共施設の見直しについて

公共施設個別施設計画を各課において策定中であるが、美咲町経営マネジメント指針に基づき、早期具体化に向けて努力されたい。

⑤ 現金の収受、管理について

現金を取り扱う可能性がある職員はすべて分任出納員として届け、分任出納員領収印の適正管理に努めること。

また、現金を受領した際には確実に領収書を発行し、速やかに指定金融機関へ入金の手続きを行うこと。

7. 審査意見

本町の人口は国勢調査において平成27年から令和2年の5年間で、県下最大となる9.6%の減少となっており、今後も本町の人口は減少することが予測される。今後の美咲町財政を考えると、人口規模の縮小にあわせて財政規模を縮小していくなど、持続可能なまちづくりを進めるための行財政運営が求められ、より厳格な予算執行が必要となる。

本町の最上位計画である美咲町第三次振興計画を実現するために、事業の廃止・変

更、民間活力の導入など、将来の町の姿を描いて業務を進める必要がある。

建築から相当の年数が経過している多くの公共施設を一例にとってみても、美咲町公共施設適正配置計画が推進できるよう、施設を所管する部署が早期に美咲町公共施設個別施設計画を策定、着手しなければならない。計画目標の着実な実施に向けて施策が展開されていくこととなるよう期待するものである。

最後に、年々財政状況が厳しさを増す中で、物価上昇への対応はもちろん、社会情勢の変化を的確に把握し、事務事業の優先度、緊急度等を吟味し、より簡素で機能的な行政組織を構築することが必要不可欠である。限られた人員で効率的かつ効果的な行政運営に努め、更なる住民福祉の向上と町勢の発展を図るため、全職員が一丸となって、住民に寄り添った行政を実行し、美咲町ならではの「ひと輝くまちみさき」の実現を望むものである。

美 監 第 1 1 号
令和5年8月23日

美咲町長 青 野 高 陽 様

美咲町監査委員 久 松 勝 美

美咲町監査委員 延 原 正 憲

令和4年度健全化判断比率に係る審査意見について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定に基づき審査に付された令和4年度に係る健全化判断比率及びその基礎となる事項を記載した書類を審査したので、別紙のとおり意見書を提出する。

健全化判断比率審査意見書

1. 審査の対象

- (1) 実質赤字比率
- (2) 連結実質赤字比率
- (3) 実質公債費比率
- (4) 将来負担比率

2. 審査の期間

令和 5 年 8 月 3 日

3. 審査の要領

- (1) 町長から提出された健全化判断比率（実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率の4指標）及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が関係法令等に基づき、適正に作成されているかどうかを確かめた。
- (2) 法令等に照らし健全化判断比率の算定過程に誤りがないかを確かめた。
- (3) 法令等に基づき適切な算定要素が健全化判断比率の計算に用いられているかを確かめた。
- (4) 審査の方法については、健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類並びに関係諸帳簿の閲覧、係数の突合、関係職員からの説明聴取等、通常実施すべき監査手続及びその他必要と認められた監査手続を適用した。

4. 審査の結果

(1) 総合意見

審査に付された次の健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められた。

(単位：%)

健全化判断比率	令和4年度	早期健全化基準	備 考
実質赤字比率	—	13.96	
連結実質赤字比率	—	18.96	
実質公債費比率	9.8	25.0	
将来負担比率	—	350.0	

(注) 1 実質収支が黒字なので、実質赤字比率は表示していない。

2 連結実質収支が黒字なので、連結実質赤字比率は表示していない。

(2) 是正改善を要する事項

早期健全化比率は基準内であるが、義務教育学校建設及び庁舎を含む多世代交流拠点施設建設等といった大規模な建設事業が実施されていくことから、中長期的な健全財政の運営に努められたい。

美 監 第 1 2 号
令和5年8月23日

美咲町長 青 野 高 陽 様

美咲町監査委員 久 松 勝 美

美咲町監査委員 延 原 正 憲

令和4年度資金不足比率に係る審査意見について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定に基づき審査に付された令和4年度美咲町水道事業会計、美咲町下水道事業特別会計、美咲町柵原公共下水道事業特別会計、美咲町中央公共下水道事業特別会計、美咲町用地取得造成事業特別会計の5会計に係る資金不足比率及びその基礎となる事項を記載した書類を審査したので、別紙のとおり意見書を提出する。

資金不足比率審査意見書

1. 審査の対象

美咲町水道事業会計に係る資金不足比率

美咲町下水道事業特別会計に係る資金不足比率

美咲町柵原公共下水道事業特別会計に係る資金不足比率

美咲町中央公共下水道事業特別会計に係る資金不足比率

美咲町用地取得造成事業特別会計に係る資金不足比率

2. 審査の期間

令和 5 年 8 月 3 日

3. 審査の要領

(1) 町長から提出された特別会計に係る資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が関係法令に基づき、適正に作成されているかどうかを確かめた。

(2) 法令等に照らし資金不足比率の算出過程に誤りがないかを確かめた。

(3) 法令等に基づき適切な算定要素が健全化判断比率の計算に用いられているかを確かめた。

(4) 審査の方法については、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類並びに関係諸帳簿の閲覧、係数の突き合せ、関係職員からの説明聴取等、通常実施すべき監査手続及びその他必要と認められた監査手続を適用した。

4. 審査の結果

(1) 総合意見

審査に付された下記特別会計に係る資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められた。

(単位：%)

事業名	比率名	令和4年度	経営健全化基準	備考
美咲町水道事業会計	資金不足比率	—	20.0	
美咲町下水道事業特別会計	資金不足比率	—	20.0	
美咲町柵原公共下水道事業特別会計	資金不足比率	—	20.0	
美咲町中央公共下水道事業特別会計	資金不足比率	—	20.0	
美咲町用地取得造成事業特別会計	資金不足比率	—	20.0	

(注) 1 資金不足が生じていないので、資金不足比率は表示していない。

(2) 是正改善を要する事項

早期健全化比率は基準内であるが、義務教育学校建設及び庁舎を含む多世代交流拠点施設建設等といった大規模な建設事業が実施される。

現在、実質公債費比率は横ばいにあるよう見受けられるが、引き続き一般会計から多額の繰入れが予想されることから、今後においても社会情勢等を注視しつつ中長期的視点に立った財政運営を行うことが必要である。

健全な財政運営を維持し、効率的な行政運営に努め、中長期的な財政基盤の強化を図られたい。

美 監 第 1 3 号
令和5年8月23日

美咲町長 青 野 高 陽 様

美咲町監査委員 久 松 勝 美

美咲町監査委員 延 原 正 憲

令和4年度決算審査等の結果について

地方公営企業法第30条第2項の規定により、審査に付された令和4年度美咲町水道事業会計の決算並びに関係諸帳簿、証書類を審査したので、次のとおり意見を付して提出します。

令和4年度美咲町水道事業会計
決算審査結果意見書

1. 審査対象

令和4年度美咲町水道事業会計決算書

2. 審査の期間

令和5年8月3日

3. 審査会場

美咲町役場

4. 審査の方法

決算書及び付属書類は、その係数が正確であるか、予算の執行が適正に行われているか、財務に関する事務が法令に準拠して処理されているかなどの点について審査した。

審査の過程では、関係職員からの説明を聴取するとともに、例月出納検査も参考にして実施した。

1. 事業状況

(1) 給水状況

柵原飯岡給水区、柵原北部給水区、柵原中央給水区、西川給水区、埴和給水区、江与味給水区、中央給水区、中央北部給水区、打穴・大埴和給水区、全9給水区における給水状況は以下のとおりである。

給水区合計

区 分	単位	令和4年度	令和3年度	増減	前年度比
給水人口	人	12,756	13,116	▲360	97.26
年間配水量	m ³	2,075,257	2,056,070	19,187	100.93
年間収水量	m ³	1,536,640	1,512,421	24,219	101.60
有収率	%	74.05	73.56	0.49	—

2. 予算執行状況

(1) 収益的収入及び支出

収入が6億3,957万4,195円で、支出が5億9,876万9,829円となっている。また、損益計算書では、収益が6億768万7,041円、費用が5億7,208万6,923円で、収支差引額3,560万118円の経常利益となり、特別利益、特別損失差引額83万6,000円を加えた、3,643万6,118円が当年度純利益となっている。

予算額に対する執行率は、収入が101.58%、支出が95.65%となっている。

(2) 資本的収入及び支出

収入が1億5,132万8,000円、支出が2億8,202万1,975円で差引き1億3,069万3,975円の収入不足となっており、この不足額は当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額及び過年度分損益勘定留保資金で補填されている。

予算額に対する執行率は、収入が90.98%、支出が94.63%となっている。

3. 経営状況

(1) 経営成績

経営成績は次のとおりである。

(※消費税抜きの金額 単位：円・%)

区分	令和4年度	令和3年度	増減	前年度比
① 営業収益	311,131,495	312,786,926	-1,655,431	99.47
② 営業費用	546,926,315	552,315,621	-5,389,306	99.02
③ 営業利益(①-②)	-235,794,820	-239,528,695	3,733,875	101.56
④ 営業外収益	296,555,546	311,802,685	-15,247,139	95.11
⑤ 営業外費用	25,160,608	32,734,567	-7,573,959	76.86
⑥ 営業外利益(④-⑤)	271,394,938	279,068,118	-7,673,180	97.25
⑦ 経常利益(③+⑥)	35,600,118	39,539,423	-3,939,305	90.04
⑧ 特別利益	836,000	15,895,000	-15,059,000	5.26
⑨ 特別損失	0	597,000	-597,000	0.00
⑩ 総収益(①+④+⑧)	608,523,041	640,484,611	-31,961,570	95.01
⑪ 総費用(②+⑤+⑨)	572,086,923	585,647,188	-13,560,265	97.69
⑫ 当年度純利益(⑦+⑧-⑨)	36,436,118	54,837,423	-18,401,305	66.44
⑬ 前年度繰越利益余剰金	0	25,799,883	-25,799,883	0.00
当年度未処分利益余剰金	36,436,118	80,637,306	-44,201,188	45.19

(2) 経営分析

経営分析は次のとおりである。

(単位：%・ポイント)

区分	令和4年度	令和3年度	増減	説明
総収支比率	106.37	109.36	-2.99	総費用に対する総収益の割合を示す。100%以上比率の大きいほど良い。
営業収支比率	56.89	56.63	0.26	営業活動の能率を示す。100%以上比率の大きいほど良い。

令和4年度における総収支比率は、健全経営の水準を表し、費用が収益によって賄われているかを示すものである。

この比率が高いほど利益率が高いことを表している。

営業収支比率は、収益性を見るための指標の一つで、事業に必要な費用を給水収益などの収益で賄われているかを示すものである。100%を下回っていることは、一般会計からの繰入金に頼っていることを示している。

4. 財政状況

(1) 資産

(単位：円)

区 分	令和4年度	令和3年度	増 減	備 考
固定資産	4,502,338,885	4,703,605,050	-201,266,165	土地・建物・構造物・機械及び装置等
流動資産	657,510,607	581,203,801	76,306,806	現金預金・未収金・貯蔵品・前払金
資産合計	5,159,849,492	5,284,808,851	-124,959,359	

(2) 水道料金収納状況

水道料金の収納状況は次表のとおりである。

(単位：円)

年 度	① 給水利益 (水道料金)	② 未収額	未収金比率 (%) ②/①×100
令和4年度	305,863,792	26,401,281	8.63

(3) 負債

(単位：円)

区 分	令和4年度	令和3年度	増 減	備 考
固定負債	1,688,412,296	1,891,358,844	-202,946,548	企業債
流動負債	277,538,397	274,141,168	3,397,229	未払金・引当金
繰延収益	1,419,585,776	1,499,259,934	-79,674,158	長期前受金
負債合計	3,385,536,469	3,664,759,946	-279,223,477	

(4) 資本

(単位：円)

区 分	令和4年度	令和3年度	増 減	備 考
資本金	1,645,870,396	1,528,042,396	117,828,000	自己資本金
剰余金	128,442,627	92,006,509	36,436,118	資本剰余金・利益剰余金
資本合計	1,774,313,023	1,620,048,905	154,264,118	

(5) 経営分析

(単位：%)

区 分	令和4年度	令和3年度	増 減	備 考
固定資産構成 比率	87.26	89.00	-1.74	固定資産が総資産に占める割合
自己資本構成 比率	61.90	59.02	2.88	自己資本が総資本に占める割合。50%以上が望ましい。
流動比率	236.91	212.01	24.90	流動比率が100%下回っていれば、不良債務が発生している。

5. 総括及び意見

水道事業は、安全で良質な水を安定供給することにより、健康で文化的な生活や産業の振興を図る上で、大きな役割を担っている。

このような水道事業の趣旨を踏まえ、次のとおり決算審査及び定期監査の総括及び意見を述べる。

(1) 中長期的なビジョン

当年度末における給水状況は、給水総人口が1万2,756人となっており、前年度と比較して360人の減となっている。

当該年度における各給水区の年間配水量の合計は207万5,257^m³であり、年間有収水量は153万6640^m³で、有収率は74.05%である。

これらを前年度と比較すると、年間配水量は1万9,187^m³(0.93%)、年間有収水量は2万4,219^m³(1.58%)と、それぞれ増加しているものの有収率自体は0.49%改善されているが70%台と低く推移している。

そのため、令和3年度に策定した「美咲町水道ビジョン」に掲げた「持続」「強靱」「安全」に関する目標を達成するために中長期的な目標を立て健全な事業運営を行うことを期待する。

具体的には、老朽化した管路の更新や耐震化、施設のダウンサイジングや統廃合、維持管理や浄水効率の向上、水道料金の適正化を行うため、アセットマネジメントの策定や経営戦略の改定などを進めていくことが必要と考える。

また、その際に広域化の検討・参画も積極的に行い、経営効率を高めることも求める。

(2) 効率的な収納体制

当年度の水道料金の未収金比率は8.63%であるが、普通地方公共団体の出納閉鎖時である5月末日ではほぼ完納となっている。

水道料金の収納については、滞納整理や給水停止業務が着実に実施され、税務課の協力を得ながら納付相談等の努力をなされている。今後も未収金の解消に努め、更なる健全経営を目指し、引き続き負担の公平性が確保されるよう効率的な収納体制を維持するとともに、良質で安全な水の安定供給に一層の努力を期待するものである。

(3) 安定的な収益確保

美咲町では上水道事業について令和2年度から地方公営企業法に基づいた会計を実施している。水道事業者には、地方公営事業である水道事業の健全な運営をするため、主たる収入を利用者の支払う水道料金等によって賄うなど、独立採算制を原則とした経営を行うことが求められる。

しかし、少子高齢化が加速する現代において人口の増加を見込むことはできず、現在の水道料金では増収を期待することはできない。

一方で、現状の有収率からも明らかなように老朽化した管路の修繕、更新を進めていかなければならず、多額の費用が必要となる。

このような厳しい状況であるが、町民の生活を支える水道事業には、安全な水道水を安定的に供給する使命がある。

現在、町が一般会計において事業を行っている多世代交流拠点施設・旭・柵原学園等の事業推進も含め、町財政も余裕があるとは言えない。

「(1) 中長期的なビジョン」で記載した、アセットマネジメントの策定や経営戦略の改定を行うことで、必要となってくる収益について国庫補助事業の活用、適正な起債管理、収納率の維持・向上、水道料金の改定など安定的な収益の確保に努められたい。

これによって、健全で効率的な水道事業の運営、給水サービスの向上が図られ、その本来の目的である公共の福祉が増進されるよう期待するものである。